

とが確認できる。

- ・ 仮に、知識・技能に問題があると考えられた場合には、被処分者が自分自身の知識・技能において欠落している部分を客観的に認識し、そうした認識に基づいて適切な研鑽を積むとともに、自らの職業倫理に従って、自らが実施可能な業務の範囲を適切に選択できる。

## 6. 再教育研修の実施上の留意点

### (1) 再教育研修に係る費用

再教育研修については、被処分者自らの職業倫理の欠如または知識・技能の欠如などを要因として行政処分の対象となり、その結果として実施を命じられているものである。また、再教育研修の受講および修了は、自らの復帰に必要な過程である。

したがって、再教育研修に係る費用については、再教育研修を受ける者が負担することが適当である。

### (2) 再教育研修修了後の薬剤師名簿への登録手続

被処分者は、再教育研修を修了した旨を薬剤師名簿に登録しようとするときは、国へ登録申請を行う必要がある。

登録申請の際に必要な文書等、薬剤師名簿への登録に関する手続の詳細については、今後、国において整備する必要がある。

### Ⅲ 薬剤師の行政処分の在り方について

#### 1. 行政処分の類型とその適用基準について

##### (1) 戒告処分の場合

再教育制度が、免許取消し又は業務停止の行政処分を受けた薬剤師に対して、それぞれ再免許の交付又は業務の再開に先だって再教育研修を課すことが適当であると考え、これを前提に導入されていることを踏まえれば、戒告処分の対象となる事例の範囲については、以下の場合が含まれるものと考えられる。

- ・ 行政指導としてこれまで戒告を行っていた事例のうち、再教育を課すことにより、被処分者の反省を促すことが適切と考えられるもの
- ・ 従来、業務停止を課していた事例と同様の事例であって、被処分者の反省を促すことに主眼をおいた場合、業務停止を課すまでもなく、戒告処分として再教育研修を課すことが適切と考えられるもの

行政処分の原因となる薬剤師の行為そのものの類型と、当該行為の程度については、個別事案ごとに総合的に評価されるものであり、一概に基準として定量化することは容易ではないと考えられるため、今後、戒告処分を適用する基準の策定にあたっては、薬剤師に限らず一般に犯し得る行為と薬剤師資格を有することに関連が深い行為とに分けて考える必要がある。

##### (2) 業務停止処分の場合

業務停止処分については、原則、これまで行ってきた処分事案との整合性に留意しつつ適用することが適当である。

今回の薬剤師法改正において、業務停止は「3年以内」と明記されており、制度上、3年を超える業務停止処分を科すことは想定されていない。

3年を超える長期におよぶ業務停止については、長期間実務から遠ざかることとなり、業務停止期間終了後の業務再開にあたって、技術的な支障となる可能性が大きく、行政処分による反省等を促す目的に反して、薬剤師の業務の質と患者等における安全確保の観点から適切ではないと考えられることから、今後、これまで3年を超える業務停止に相当するとされてきた事案については、免許取消処分となるものとする。

### (3) 免許取消処分の場合

免許取消処分については、原則、これまで行ってきた処分事案との整合性に留意しつつ適用することが適当であるが、それに加えて、これまで3年を超える業務停止処分が必要と判断される程度の事案に対しても、今後は適用されることとなる。

### (4) 適用基準の明確化に向けた留意点

行政処分の類型ごとに適用基準の明確化に向けた具体的な検討にあたっては、これまでの行政処分事例をもとに、処分の原因となった行為の類型及び当該行為の程度などについて研究することも一案と考える。

また、今後の行政処分については、薬剤師法の規定に基づき、医道審議会の意見を聴いた上で行うこととされており、その適正な運営等を図る観点から、審議にあたっては、行政処分に関する考え方を整理する必要がある。平成14年に医道審議会において、医師及び歯科医師の行政処分に関する考え方がとりまとめられているため、これを参考として別紙のとおり、「薬剤師の行政処分に関する考え方」を整理した。

## IV その他の事項

### 1. 行政処分回避のための免許自主返納への対処

行政処分の可能性があるかと判断した薬剤師が、行政処分を科せられるか否かが決定するまでの間に、免許を自主的に返上した場合、当該者は薬剤師免許を有さない者となるため、薬剤師法に基づく行政処分が回避されることになる。

本来、行政処分は、当該薬剤師自らが犯した行為が、薬剤師法の規定に照らし行政処分の対象となったことについて反省を求めるものであることから、当該者が行政処分を受けない状況は好ましくないものとする。

行政処分を回避する目的で免許を自主返納した場合に、これまでの制度では、行政処分が実施されないだけでなく、再免許の交付を防止する規定も存在しなかったが、今回の法改正により、被処分者に対する再教育制度が導入されていることから、本問題が解消されるよう、再教育制度及びその手続等について適切な運用が図られる必要がある。

具体的には、医師等と同様に、行政処分に係る手続が開始された時点で、免許の自主的な返納を認めないこととし、当該手続が完了するまでの間、薬剤師名簿の登録を抹消しないことが適当である。

### 2. 再免許に係る手続の整備

再免許については、法第8条第1項又は第2項に基づき免許が取り消された者が、その取消しの理由となった事項に該当しなくなったとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至ったときに、免許を与えることができる旨、法第8条第4項において規定されている。

これまでは、免許取消し処分を受けた後、再免許の申請及び付与を行うことができる期間が明確ではなかったが、今回の法改正により、免許を取り消された者にあつては、その取消しの日から起算して5年を経過しない間は再免許が付与されないこととされている。

改正薬剤師法では、再免許に係る付与について医道審議会の意見を聴かなければならないこととされていることから、平成20年4月の施行に向けて、再免許の付与に関する手続を示す必要がある。

### 3. 行政処分に関する情報の提供

#### (1) 基本的考え方

平成18年の医療制度改正において、患者本位の医療の実現に向けた措置が数多く導入され、患者・国民が安心・安全な医療を受けるために必要な体制整備を図ることとされている。

この趣旨に沿えば、行政処分に関する情報を国民に提供し、再教育の受講の有無を含めて、国民が直接的に確認することが適当であるが、行政処分に関する情報が薬剤師にとっての個人情報であることから、情報提供の是非の判断は、提供することにより保護される利益と提供しないことにより保護される利益との比較衡量によることが適当である。

行政処分に関する情報の提供は、行政処分を受けた薬剤師がたとえ再教育研修を受けたとしても、行政処分を受けたことにより患者・国民から忌避されるおそれはあるが、行政処分に関する情報を国民が確認することにより、少なくとも再教育研修が修了するまでの間、被処分者である薬剤師から医療の提供等を受けることを回避できることから、必要な措置であると考えらる。

## (2) 薬剤師名簿への登録と情報提供の期間

これまでも法第6条の規定に基づき、薬剤師名簿に、登録番号、登録年月日、本籍地都道府県名等のほか、免許取消し又は業務の停止の処分に関する事項が登録されているが、今回の法改正により、法第8条第1項及び第2項の規定による処分に関する事項として、「戒告」、「3年以内の業務の停止」及び「免許の取消し」が明確に規定された。

また、今回の法改正において、被処分者に対する再教育研修が義務付けられたことにかんがみ、行政処分に関する情報は、再教育研修の修了時期等と連動させることにより、処分類型ごとに一定期間提供される。

具体的に、行政処分に関する情報を提供する期間については、

- ・ 「戒告」の場合には、再教育を修了した時点まで
- ・ 「業務停止」の場合には、再教育修了時又は業務停止期間終了時のどちらか遅い時点まで
- ・ 「免許取消し」の場合には、処分終了時、すなわち処分日から5年を超えた期間であって、再教育を受講し、かつ免許の再交付を受けた時点まで

とすることが適当である。

なお、薬剤師の行政処分に関する情報については、従来から、処分を行った時点で、被処分者である薬剤師の氏名、年齢、所在地（都道府県名及び市群名）、処分内容及び処分の理由を公表しているところであり、今後も継続されることが適当である。

## (3) 情報提供のための体制整備

薬剤師の行政処分に関する情報を提供する体制については、平成20年4月の運用開始に向けて、国において整備することとなる。

提供体制の整備及びその運用にあたっては、閲覧者にとって、使いやすく、かつ分かりやすいものとするのが望ましいが、知り得た情報の取り

扱いとしては、行政処分は被処分者に対して自らの行為に反省を促すためのものであり、処分期間の終了及び再教育研修の修了をもって、本来の社会的責任が付与されている薬剤師であることに留意する必要がある。

また、国においては、再教育研修が修了し、その確認が行われた時点で速やかに当該薬剤師に係る行政処分に関する情報の提供を停止する等、適正な対処が求められる。

#### 4. 国民による薬剤師資格の確認

##### (1) 基本的考え方

薬剤師としての資格を有する者であることを国民が確認するにあたり、これまでは、照会者から「氏名」、「生年月日」、「登録番号」の情報の提供があった場合に、薬剤師名簿への登録の有無について回答している。

薬局に勤務する薬剤師については、今回の医療制度の改正において、薬事法を改正し、薬局機能に関する情報の公表制度を導入しており、薬局の管理者については、その氏名が公表されることとなっている。

患者本位の医療の実現を図る観点に立てば、薬局の管理者のみならず薬剤師の資格者全てを確認できる環境を整備する必要がある。

その際、行政処分に関する情報と同様、薬剤師資格に関する情報の提供にあたっては、当該情報を提供することにより保護される利益と、提供しないことにより保護される利益との比較衡量により判断されるものと考えられる。

有資格者であるか否かの確認は、薬剤師ではない無資格者から違法に医療の提供等を受けることを回避できることから、情報の提供は必要な措置であると考えられる。



## (2) 確認方法及び留意点など

薬剤師資格を有することを確認するためには、通常、薬剤師名簿に記載されている情報のうち、「氏名」、「性別」、「登録年月日」が必要と考えられる。

また、「性別」及び「登録年月日」については、その代わりに「本籍地都道府県名（又は国籍）」及び「薬剤師国家試験合格年月」によって、確認できる場合にあつては、これも認めることが適当である。

(参考) 薬剤師名簿に登録される事項（法第5条、令第2条、規則第2条）

- ・ 登録番号及び登録年月日
- ・ 本籍地都道府県名（又は国籍）、氏名、生年月日及び性別
- ・ 薬剤師国家試験合格の年月
- ・ 免許の取消し、業務の停止又は戒告の処分に関する事項
- ・ その他厚生労働大臣の定める事項

なお、薬剤師名簿における「登録番号」については、資格者であることを確認しようとする者にとって知ることが困難な場合があり、また、「登録番号」を「氏名」と同時に知ることによって、無資格者が資格者としてなりすますことが可能となるため、確認方法として「登録番号」を用いることは適切ではないと考えられる。

## 5. 医道審議会における厳格な審議・運営体制

法第8条第5項の規定により、厚生労働大臣は、行政処分をするに当たっては、あらかじめ医道審議会の意見を聴かなければならないこととされている。

また、同条第14項及び第16項の規定により、行政処分の決定過程において行われる処分に係る者に対する弁明の機会付与について、厚生労働大臣によるそれに代えて、医道審議会の委員に弁明の聴取を行わせることができ、委員が弁明の聴取を行った場合に、委員は聴取書を作り、保存す

るとともに、処分の決定についての意見を記載した報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならないこととされている。

薬剤師に対する行政処分については、公正かつ公平に処分結果が決定されるべきであるが、それとともに、処分決定に至るまでの審議の過程についても公正かつ公平である必要がある。

また、薬剤師に対する行政処分に起因する行為については、薬剤師に対する信用を失墜させるものであり、国家資格者としてあるまじき行為であることから、処分に係る者のみならず、全ての薬剤師が当該処分について社会に対する責任を担っているという認識が重要である。

そのためには、薬剤師の行政処分に関する決定及びその審議の過程において、薬剤師がもつべき理念、職業倫理、関係法令等を熟知し、かつ薬剤師が果たすべき行動や薬剤師が国民から期待されることを認識した薬剤師自らが中心となって、厚生労働大臣に対して意見を述べる必要があり、国はその実行のために必要な体制の整備を図る必要がある。

おわりに

本検討会では、薬剤師法の規定に基づき、新たに平成20年4月1日から施行される薬剤師の行政処分及び再教育制度に関する具体的内容の検討を行ってきたが、その背景として、医療における国民の信頼を一層高めていくとともに、医療の担い手としての薬剤師の資質向上を図ることが目的としてあることが重要である。

今回の検討における直接的な目標は、行政処分の類型にあわせて、その要因となった「職業倫理の欠如」又は「知識・技能の欠如」に対して、被処分者となった薬剤師の業務遂行に関する質と信頼の確保を図る観点から、必要な再教育研修を命ずるための制度を構築することであり、検討の結果、倫理の保持に関する研修及び知識・技能に関する研修それぞれの研修形態を提示し、行政処分の軽重に照らして適用していくための考え方および実際の運用方法を明らかにすることができた。

しかしながら、行政処分の類型化と再教育制度の導入によって薬剤師の資質の向上を図るのではなく、本来、薬剤師一人一人が行政処分の対象とならないよう努めることが薬剤師として最も社会から求められていることに疑いを挟む余地はない。

したがって、今回の制度改革を通じて、薬剤師が国民からより一層信頼されるために、行政処分の対象となるような行為をとった者に対して厳正に対処することは当然のことであり、本報告書に基づき、今後、政省令等の公布をはじめ必要な施策の速やかな実現に向けた取組を厚生労働省に期待するところであるが、合わせて、わが国の薬剤師全員が今回の制度改革の機会を通じて、各々が自己研鑽に努めるとともに、世代を超えて良質な医療を提供できる薬剤師を輩出すべく、実務実習をはじめとする薬学教育の充実に向けて一層の取組が進められることを期待して本報告書の結びとする。

## 薬剤師の行政処分に関する考え方

## 1. 基本的考え方

薬剤師の行政処分については、公正、公平に行われなければならないことから、処分対象となるに至った行為の事実、経緯、過ちの軽重等を正確に判断する必要がある。そのため、処分内容の決定にあたっては、司法における刑事処分の量刑や刑の執行が猶予されたか否かといった判決内容を参考にすることを基本とし、その上で、薬剤師に求められる倫理に反する行為と判断される場合は、これを考慮して厳しく判断することとする。

薬剤師に求められる職業倫理に反する行為については、基本的には、以下のよう  
に考えられる。

- (1) 薬剤師が、業務を行うに当たって当然に負うべき義務を果たしていないことに起因する行為については、国民の薬剤師に対する信用を失墜させるものであり、厳正な対処が求められる。その義務には、処方せん応需義務、処方せんに基づく適正な調剤、必要な医師等への疑義照会、薬剤交付時の情報提供、薬剤服用歴への真実の記載などといった病院・薬局における実務のほか、製造販売業における医薬品の品質管理業務や市販後の安全管理業務、医薬品製造業における製造管理業務、医薬品販売業等における管理業務など、薬剤師の職業倫理として遵守することが当然に求められている義務を含むものである。
- (2) 薬剤師が、その業務を行う機会を利用したり、薬剤師としての身分を利用して行った行為についても、同様の考え方から処分の対象となる。
- (3) また、薬剤師は、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する資格であり、国民の生命・健康を預かる立場にあることから、業務以外の場面においても、他人の生命・健康を軽んずる行為をした場合には、厳正な処分の対象となる。
- (4) さらに、薬剤師は、実際の業務を通じて、自己の利潤を不正かつ不当に追求する行為をなした場合については、厳正な処分の対象となるものである。  
また、薬剤師によって不当な経済的利益を求めて不正行為が行われたときには、業務との直接の関係を有しない場合であっても、当然に処分の対象となるものである。

## 2. 事案別考え方

### (1) 薬剤師法違反

(無資格調剤、処方せん応需義務違反など)

薬剤師が行う、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどる行為については、医療をはじめとして公衆衛生の向上及び増進など、国民の健康な生活の確保に直結する極めて重要なものであることから、薬剤師法において、薬剤師の資格・業務を定め、原則、薬剤師以外の者が調剤や医薬品の供給などを行うことを禁止し、その罰則規定は、国民の健康な生活に及ぼす危険性の大きさを考慮して量刑が規定されているところである。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するものであるが、国民の健康な生活を確保する任務を負うべき薬剤師自らが薬剤師法に違反する行為は、その責務を怠った犯罪であることから、重い処分とする。

### (2) 医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法等その他の身分法違反

(無資格医業、無資格者の関係業務の共犯等)

医師や歯科医師が行う医業は、国民の健康に直結する極めて重要なものであることから、医師法、歯科医師法において、医師、歯科医師の資格・業務を定め、医師、歯科医師以外の者が医業、歯科医業を行うことを禁止し、その罰則規定は、国民保健に及ぼす危険性の大きさを考慮して量刑が規定されているところである。

また、保健師助産師看護師などの医療関係職種身分法は、医師、歯科医師の補助者として医療に従事する者の資格・業務について規定した法律である。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するものであるが、薬剤師が医師法又は歯科医師法をはじめ他の身分法に違反する行為は、医療の担い手の一員として自らの任務を怠るものであるとともに、他の身分法を遵守せずに行った犯罪として、重い処分とする。

### (3) 薬事法違反

(医薬品の無許可販売又はその共犯、医薬品の製造販売及び製造に関する管理不行届等)

薬事法は、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保に必要な措置等を講じることにより、保健衛生の向上を図ることを目的としている。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、国民の健康な生活を確保する任務を負うべき薬剤師が薬事法に違反することは、基本的倫理を遵守せず、国民の健康を危険にさらす行為であることから、重い処分とする。

(4) 麻薬及び向精神薬取締法違反、覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反

(麻薬、向精神薬、覚せい剤及び大麻の不法譲渡、不法譲受、不法所持、自己施用等)

麻薬、覚せい剤等に関する犯罪に対する司法処分は、一般的には懲役刑となる場合が多く、その量刑は、不法譲渡した場合や不法所持した麻薬等の量、施用期間の長さ等を勘案して決定され、累犯者については、更に重い処分となっている。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、国民の健康な生活を確保する任務を負うべき薬剤師が、麻薬等の薬効の知識を有し、その害の大きさを十分認識しているにも関わらず、自ら違反したということに対しては、重い処分とする。

(5) 殺人及び傷害

(殺人、殺人未遂、傷害(致死)、暴行等)

本来、国民の健康な生活を確保する任務を負うべき薬剤師が、殺人や傷害の罪を犯した場合には厳正な処分をすべきと考えるが、個々の事案では、その様態や原因が様々であることから、それらを考慮する必要がある。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、殺人、傷害致死といった悪質な事案は当然に重い処分とし、その他の暴行、傷害等は、薬剤師としての立場や知識を利用した事案かどうか、事犯に及んだ情状などを考慮して判断する。

(6) 業務上過失致死(致傷)

ア 交通事犯(業務上過失致死、業務上過失傷害、道路交通法違反等)

自動車等による業務上過失致死(傷害)等については、薬剤師に限らず不慮に犯し得る行為であり、また、薬剤師としての業務と直接の関連性はなく、その品位を損する程度も低いことから、基本的には戒告等の取り扱いとする。

ただし、救護義務を怠ったひき逃げ等の悪質な事案については、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、国民の健康な生活を確保する任務を負うべき薬剤師としての倫理が欠けていると判断される場合には、重めの処分とする。

イ 医療過誤・調剤過誤(業務上過失致死、業務上過失傷害等)

国民の健康な生活を確保する任務を負うべき薬剤師は、その業務の性質に照し、危険防止の為に薬剤師として要求される最善の注意義務を尽くすべきものであり、その義務を怠った時は医療過誤又は調剤過誤となる。

司法処分においては、当然、薬剤師としての過失の度合い及び結果の大小を中心として処分が判断されることとなる。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、明らかな過失による医療過誤や調剤過誤、さらには繰り返し行われた過失など、薬剤師として通常求められる注意義務が欠けているという事案については、重めの処分とする。

なお、薬剤師が従事する施設、機関、組織等の管理・業務の体制、他の医療従事者における注意義務の程度、生涯学習に努めていたかなどの事項も考慮して、処分の程度を判断する。

#### (7) 猥せつ行為

(強制猥せつ、売春防止法違反、児童福祉法違反、青少年育成条例違反等)

国民の健康な生活を確保する任務を負うべき薬剤師は、倫理上も相応なものが求められるものであり、猥せつ行為は、薬剤師としての社会的信用を失墜させる行為であり、また、人権を軽んじ他人の身体を軽視した行為である。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、特に、自らの業務の機会に薬剤師としての立場を利用した猥せつ行為などは、国民の信頼を裏切る悪質な行為であり、重い処分とする。

#### (8) 贈収賄

(収賄罪、贈賄罪等)

贈収賄は、薬剤師としての業務に直接関わる事犯ではないが、薬剤師としての品位を損ない、信頼感を喪失せしめることから、行政処分に付することとし、行政処分の程度は、基本的には、司法処分の量刑などを参考に決定する。

なお、特に薬剤師としての地位や立場を利用した事犯など悪質と認められる事案は、重めの処分とする。

#### (9) 詐欺・窃盗

(詐欺罪、詐欺幫助、同行使等)

詐欺・窃盗は、薬剤師としての業務に直接関わる事犯ではないが、薬剤師としての品位を損ない、信頼感を喪失せしめることから、行政処分に付することとし、行政処分の程度は、基本的には、司法処分の量刑などを参考に決定する。

なお、特に、薬剤師としての立場を利用して、虚偽の薬剤を販売・授与する方法により詐欺罪に問われるような行為は、業務に関連した犯罪であり、薬剤師の社会的信用を失墜させる悪質な行為であるため、重い処分とする。

#### (10) 文書偽造

(処方せんの偽造(私文書偽造)、虚偽有印公文書偽造、製造販売に係る業

## 務管理文書偽造等)

文書偽造は、薬剤師としての業務に直接関わる事犯ではないが、薬剤師としての品位を損ない、信頼感を喪失せしめることから、行政処分に付することとし、行政処分の程度は、基本的には、司法処分の量刑などを参考に決定する。

なお、特に、処方せんの偽造により医薬品を横流しした場合など、薬剤師としての立場を利用した事犯等悪質と認められる事案は、重めの処分とする。

### (11) 税法違反

(所得税法違反、法人税法違反、相続税法違反等)

脱税は、薬剤師としての業務に直接関わる事犯ではないが、薬剤師としての品位を損ない、信頼感を喪失せしめることから、行政処分に付することとし、行政処分の程度は、基本的には、司法処分の量刑などを参考に決定する。

なお、脱税は、一般的な倫理はもとより、医療の担い手である薬剤師としての職業倫理を欠くものと認められる。このため、処方せん調剤に基づく調剤報酬等による収入に係る脱税などの事案については、重めの処分とする。

### (12) 診療報酬・調剤報酬の不正請求

(調剤報酬不正請求、保険薬剤師の取消し等)

診療報酬制度は、医療の提供の対価として受ける報酬であり、我が国の医療保険制度において重要な位置を占めており、これを適正に請求し受領することは、薬剤師に求められる職業倫理においても遵守しなければならない基本的なものである。

調剤報酬の不正請求は、非営利原則に基づいて提供されるべき医療について、薬剤師が医療の担い手としての地位を利用し、社会保険制度を欺いて私腹を肥やす行為であることから、調剤報酬の不正請求により保険薬剤師の登録の取消処分を受けた薬剤師については、当該健康保険法等に基づく行政処分とは別に薬剤師法による行政処分を行うこととする。

行政処分の程度は、基本的には不正請求額などに応じて決定するが、当該不正は薬剤師に求められる職業倫理の基本を軽視し、国民の信頼を裏切り、国民の財産を不当に取得しようというものであるため、重い処分とする。